

三田市里山と共生するまちづくり条例

里山の景観保全と安全確保のための太陽光発電設備の設置規制

運用マニュアル

平成 31 年 2 月 1 日

(令和 3 年 4 月 1 日改定)

三田市まちの再生部環境共生室里山のまちづくり課

目次

《逐条解説編》

1	条例制定の趣旨	2
2	定義〔第2条〕	4
3	太陽光発電設備の設置規制〔第14条〕	7
4	禁止区域〔第15条〕	8
5	抑制区域〔第16条〕	10
6	設置の許可〔第17条〕	11
7	許可基準〔第18条〕	13
8	事前協議〔第19条〕	19
9	近隣関係者への説明〔第20条〕	22
10	変更の許可等〔第21条〕	25
11	標識の設置〔第22条〕	27
12	工事着手の届出・工事完了の届出等〔第23条・第24項〕	28
13	増設等の工事等の許可等〔第25条〕	29
14	工事廃止の届出等〔第26条〕	33
15	報告の徴収及び立入調査〔第27条〕	34
16	許可の取消し〔第28条〕	35
17	勧告等〔第29条〕	36
18	公表〔第30条〕	36
19	過料〔第31条〕	37
20	経過措置	37

《手続解説編》

1	太陽光発電設備の設置に係る許可等の標準的な手続フロー	40
2	事前協議における手続き(第19条)	41
3	近隣関係者への説明(第20条)	41
4	設置の許可(第17条)又は増設等の工事の許可等(第25条第1項)	42
5	変更の許可等(第21条)	42
6	標識の設置(第22条)	43
7	工事着手の届出(第23条)	43
8	工事完了の届出等(第24条)	43
9	工事廃止の届出等(第26条)	43
10	添付書類について	44
11	様式集	49

逐条解説編

1 条例制定の趣旨

固定価格買取制度の導入以降、太陽光発電設備の普及に伴い、建築基準法や都市計画法の適用を受けない自立した太陽光発電設備については、景観・眺望の阻害や太陽光パネルの反射光による住環境の悪化、土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画についての近隣住民への説明不足等が問題となっています。

これに対して、「太陽光発電施設等の地域環境との調和に関する条例」（平成 29 年兵庫県条例第 14 号）が施行され、一定規模の太陽光発電設備の設置について基準を設けることにより、良好な環境や安全な市民生活の確保に取り組んできたところです。

一方で、本市では、第 4 次三田市総合計画後期計画「～成長から成熟するまち三田へ～」(H29～H33)において、「美しい自然景観の保全と自然と共生するまちづくり」を盛り込んでいることから、市民共有の財産である里山景観や自然環境の保全への取り組みを更に進める必要があります。

こうしたことから、「三田市里山と共生するまちづくり条例」を制定し、太陽光発電設備の設置を規制することにより、里山の景観と里山における生物多様性を保全し、また、災害発生リスクの低減を図り市民生活の安全の確保するものです。

※法令等の略称



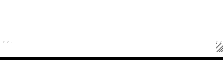
本マニュアルにおいては、法令等について下記の省略名で表記しています。

県条例：太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年兵庫県条例第 14 号）

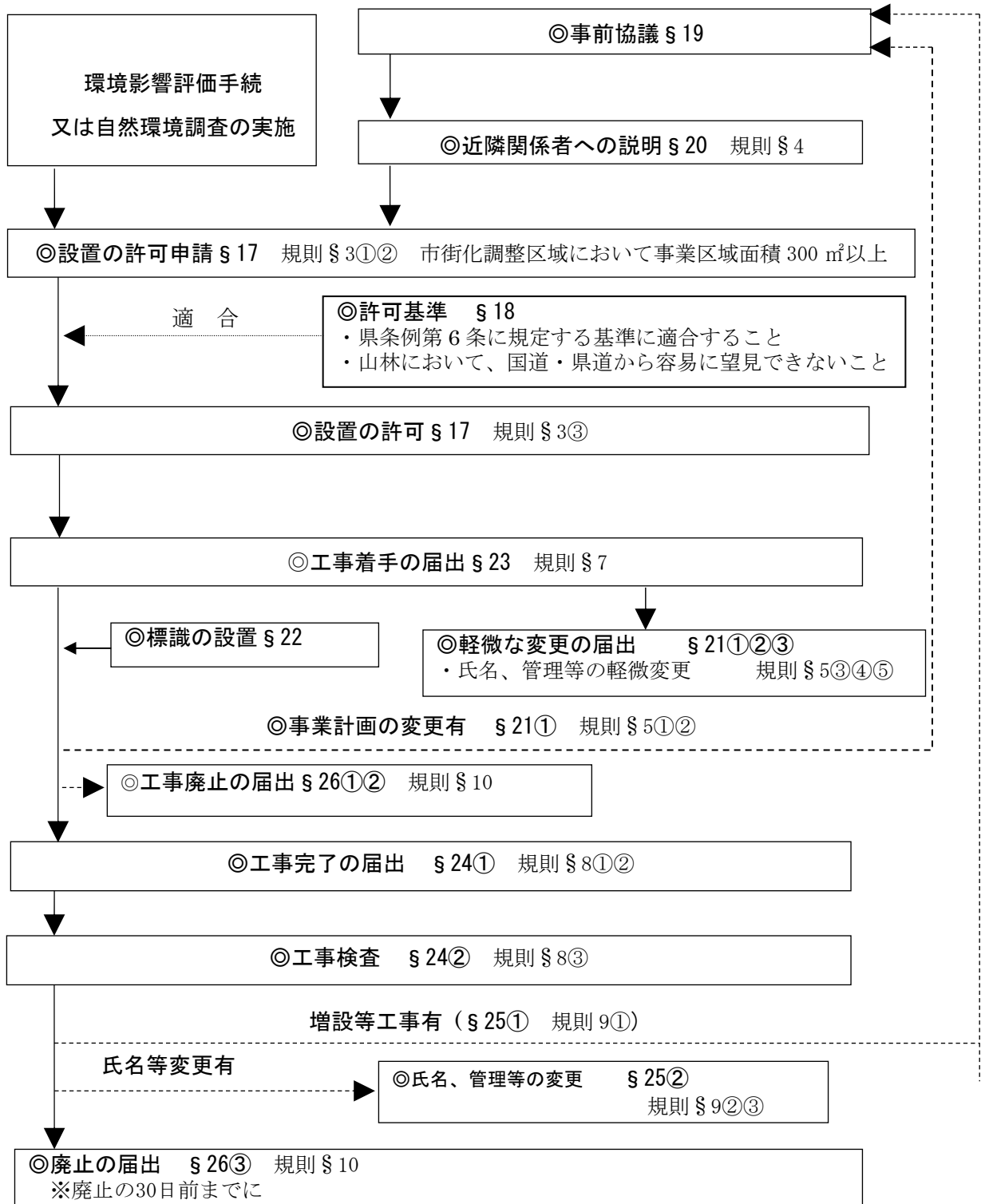
条例：三田市里山と共生するまちづくり条例（平成 30 年三田市条例第 50 号）

規則：三田市里山と共生するまちづくり条例施行規則（平成 30 年三田市規則第 29 号）

FIT 法：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）

＜枠線の凡例＞	
	: 条例による規定
	: 規則による規定
	: 重要事項等

設置工事及び増設等工事の許可等の流れ



◎報告の徴収及び立入検査 必要な限度において、報告を求め、又は立入調査を行い、必要に応じて指導、勧告を行います（§ 27）

◎許可の取消し 不正な手段で許可を受けた場合、変更の許可を受けずに工事を行った場合等（§ 28）

◎指導・勧告・公表 許可を受けずに工事を行った場合等、条例に違反した場合（§ 29・§ 30 規則 § 11）

◎過料 第 15 条の規定に違反して禁止区域に設置、又は許可を受けずに設置した場合、5 万円以下の過料（§ 31）

2 定義

(定義)

第2条

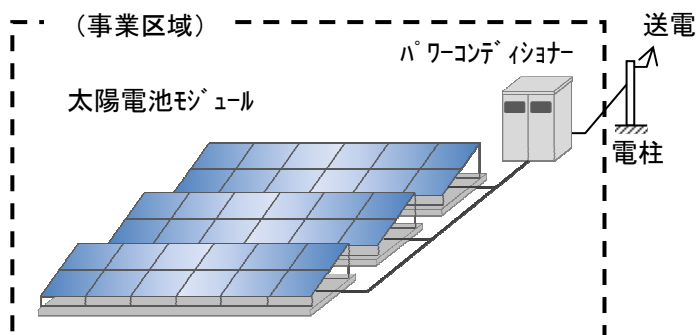
- (3) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及び付帯設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除きます。）をいいます。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備の用に供する土地の区域をいいます。
- (5) 事業者 太陽光発電設備を設置する者をいいます。
- (6) 管理者 太陽光発電設備を管理する者をいいます。
- (7) 山林 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画においてその対象となっている民有林をいいます。

(1) 太陽光発電設備

太陽光発電設備とは、太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等）及びその付帯設備（パワーコンディショナーや接続箱等の付帯設備を含む。）をいい、それらを設置するために必要な土地も含むものとします。

具体には、太陽電池モジュール等が独立して立っているものや、ため池などの水面に設置するもの等を対象とし、建築物の屋根や屋上に設置するものや壁面を利用して設置するものは対象外としています。

許可対象となる太陽光発電設備のイメージ



独立設置の太陽電池モジュール

- ・ 太陽電池モジュール：太陽電池を多数組み合わせ、太陽電池をガラス板やアルミ板で挟み、パネル状にしたもの。ソーラーパネル、太陽光パネルとも呼ばれます。
- ・ パワーコンディショナー：発電された電気を家庭や工場で使えるように変換する装置をいいます。

(2) 事業区域

事業区域とは、太陽光発電設備を設置及び管理するうえで必要となる土地の区域であり、道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から設備までの進入路（当該設備へのアクセスのために必要な管理道等）や敷地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等を含む。）も含まれます。また、継続的又は一体的に使用する場合は一つの事業区域として取り扱います。

なお、ため池等の水面に太陽光発電設備を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する附帯設備等に必要土地を加えた区域とします。

継続的とは

条例施行後、太陽光発電設備を、複数の工事に分けて段階的に設置していく場合、それら工事区域全体を一つの事業区域として取り扱います。したがって、その事業区域の面積が、条例で定める一定規模以上となれば、条例の許可の適用を受けることとなります。このように、複数の工事に分けて段階的に設備等を設置していく場合を「継続的」と呼びます。

なお、当初の設置の段階で全体計画がなく、設置工事完了後に増設工事を行う場合は、原則として「継続的」と取り扱いませんが、規模によっては別途、第25条第1項の増設等の工事の許可が必要となる場合があります。

○「継続的」の基本的な考え方

区分	考え方	イメージ
継続的	1期目の太陽光発電設備の許可申請の際に、3期目までの計画が明確であれば、1期から3期までを一つの事業区域として申請	
継続的でない	当初の許可申請の際は、増設工事は未定のため、当初の事業計画のみ申請。なお、増設の際には、その都度全体で一つの計画として申請	

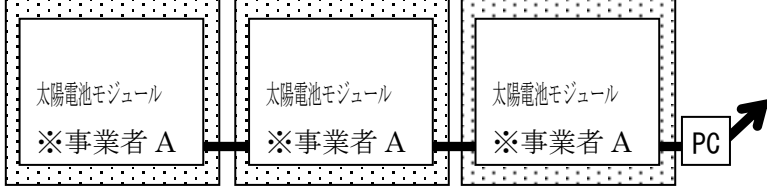
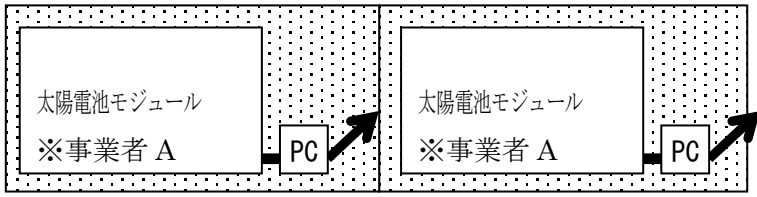
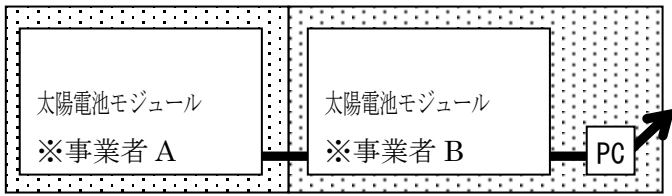
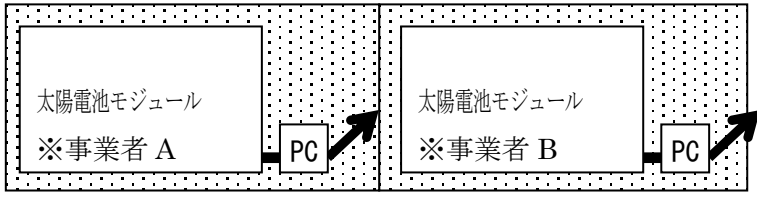
一体的とは

事業区域が、道路や水路などで分断された区域であっても、一体的に利用するものについては、原則として一つの事業区域として取り扱います。また、事業者が異なる場合は、下記のとおり取り扱います。

○事業者が異なる場合の取扱い（詳細は次図参照）

事業者	取扱い
同一	同一の事業者が事業を実施する場合は、「一体的」とみなします。
別	事業者が異なる場合は、原則として「一体的」とみなしませんが、設備の一部を共用して事業を実施する場合は、「一体的」とみなします。

○「一体的」の基本的な考え方

区分	事業者	共用方法	イメージ	考え方
一体	同一 or 別	同一		それぞれの敷地が道路等で分断されていても、共用方法が一体であれば、一体的とみなします。
一体	同一	別		共用方法が別でも、事業者が同一で事業区域が接する場合は、一体的とみなします。
一体	別	同一		事業者が別でも事業区域が隣接し、共用方法が一体であれば、一体的とみなします。
一体でない	別	別		事業区域が接していても、事業者・共用方法ともに別の場合は、一体的とはみなしません。

※事業者及び共用方法が別であっても、一体的に造成工事を行う又は排水施設等を共用する場合は一体的とみなす可能性があるため、事前相談等の際に確認してください。

(3) 事業者

事業者とは、太陽光発電設備の設置をする者又は設置を行おうとする者を指します。FIT法の認定を受けた事業者が一般に該当するものと考えられます。

(4) 管理者

管理者とは、太陽光発電設備を維持・管理する者で、事業者から委託を受け、又は事業を受け継いで太陽光発電設備を維持・管理する者を指し、事業者が引き続き管理者となる場合も含むものとします。なお、太陽光発電設備の土地の管理者も含むものとします。

(5) 山林

本条例における山林は、森林法で定める地域森林計画の対象となっている民有林とします。太陽光発電設備の設置予定場所が無立木地であっても、地域森林計画対象民有林内であれば山林とみなします。

3 太陽光発電設備の設置規制

(太陽光発電設備の設置規制)

第 14 条 市は、太陽光発電設備の設置に関して必要な規制を行うことにより、良好な里山の景観及び自然環境の保全を図るとともに、里山及び里山で暮らす市民の安全を確保します。

(1) 良好な里山景観及び自然環境の保全への懸念

本市の里山景観は、都市地域と農村地域が共存し調和する「田園文化都市」を目標としてきた結果、本市を特徴づけるまちの魅力として広く認識されています。しかし、無秩序に設置された太陽光発電設備は、良好な里山景観や眺望を阻害する事態が発生しています。

また、太陽光発電設備の設置によって、自然を破壊し、生態系サービスや、生物多様性にも悪影響を与えることが懸念されます。

(2) 里山及び里山で暮らす市民の安全確保への懸念

適正に設置及び維持管理されていない太陽光発電設備により、災害の発生が助長され、安全で安心な生活環境が脅かされることへの市民の懸念や不安が高まっています。

(3) 太陽光発電設備の設置規制

このようなことから、太陽光発電設備の設置を規制し、本市の良好な里山景観及び自然環境を保全するとともに、市民の安全安心を確保します。

4 禁止区域

(禁止区域)

第 15 条 何人も、次に掲げる区域においては、太陽光発電設備を設置してはなりません。ただし、法律に基づき、当該設備を設置することができる場合はこの限りではありません。

- (1) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (3) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
- (4) 森林法第 25 条第 1 項又は同法第 25 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により指定された保安林
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項に規定する農業振興地域整備計画に定める農用地等として利用すべき土地の区域

(1) 防災上禁止とする区域

防災上の観点から、(1)～(3)の区域を事業区域に含む太陽光発電設備の設置は原則として禁止します。ただし、法律により、当該区域への設置について法律に基づき許可が得られた場合はこの限りではありません。

(砂防法第 2 条)

砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項)

都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

(地すべり防止法第 3 条第 1 項)

主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

(2) 保安林

保安林は、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されており、将来にわたって森林以外の他の用途に転用することはできないことから禁止区域としています。

(3) 農業振興地域内の農用地区域

三田農業振興地域内の農用地区域において、太陽光発電設備の設置を目的とした農地転用は認められないことから禁止区域としています。

ただし、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する場合（営農型太陽光発電設備）や太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合で農地法の許可を受ける場合はこの限りではありません。

5 抑制区域

(抑制区域)

第 16 条 市長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（前条各号に掲げる区域を除きます。）においては、事業者に対し、太陽光発電設備の設置の抑制を求めることができます。

防災上の観点から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域においては、太陽光発電設備の設置は原則避けてください。以下のいずれかに該当する場合には、「事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合」として、この限りではありません。

- ① 太陽光発電設備の設置により、当該区域で想定される急傾斜地の崩壊等の災害を助長するおそれがないことが明らかである場合
- ② 事業区域が人家、学校、道路等から離れているなど、急傾斜地の崩壊等による人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであると認められる場合

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項)

都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項)

都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

6 設置の許可

(設置の許可)

第17条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域において、事業区域の面積が300平方メートル以上の太陽光発電設備を設置しようとする者は、あらかじめ、太陽光発電設備の設置に係る計画(以下「事業計画」といいます。)を定め、市長に申請し許可を受けなければなりません。

2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとします。

- (1) 事業者及び管理者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 太陽光発電設備の設置工事(以下「設置工事」といいます。)の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 設置工事の設計
- (5) 太陽光発電設備の廃止後において行う措置
- (6) 太陽光発電設備及び事業区域の管理の方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(設置の許可)

第3条 条例第17条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。以下第5条第3項第2号において同じです。)の許可の申請は、設置許可申請書により行うものとします。

2 前項の設置許可申請書には、条例第20条第1項に規定する説明の実施状況を記録した近隣説明実施記録及び別表第1に掲げる図書を添付しなければなりません。

3 市長は、第1項の申請があつた場合において、条例第18条第1項に掲げる基準に適合していると認めるときは設置許可通知書を、適合していないと認めるときは設置不許可通知書をその理由を付して事業者へ通知するものとします。

(1) 許可の対象となる事業区域の面積について

本条例では、里山景観の保全の観点と個人の財産権に対する考慮から、事業区域面積300平方メートル以上の太陽光発電設備の設置について許可対象としています。

(2) 設置工事

本条例における設置工事とは、太陽光発電設備の設置を行うための、太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等を設置する工事及びそれらの工事に伴い必要な樹木の伐採や造成工事も含むものとします。

(3) 近隣説明実施実施記録の添付の趣旨等

本条例において、太陽光発電設備の設置の際に、地域住民とのトラブルを防止するため、設置許可の申請の前に近隣関係者への説明を義務付けています。(条例第 20 条参照)

近隣関係者へ一定の水準の説明を実施しているかどうかを確認するために、設置許可の申請時に近隣説明実施記録の添付を求めています。

なお、近隣説明実施記録には、次の内容を記載することとしています。(別途様式参照)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・事業者の氏名及び住所・事業区域の所在地・説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係・説明の方法・説明の状況 |
|--|

(4) 太陽光発電設備及び事業区域の管理の方法

太陽光発電設備の運転開始後において、事業区域内の表土等が区域外に流出したり、太陽電池モジュールや架台の老朽化等に伴い、事業区域外に工作物が飛散したりするなど、維持管理期間中に、太陽光発電設備が地域の生活環境に支障を及ぼす場合が考えられます。このような事態を回避するため、設置許可の申請時に、あらかじめ太陽光発電設備の管理の方法を明確にさせることとしています。

具体には、管理者等の概要、管理の方法等の概要、廃止後において行う措置に関する計画の概要等を定めるものとしています。

(5) 設置許可申請書

設置許可申請書は、市長が定めた様式により行い、規則で定める近隣説明許可実施記録及び規則別表 1 の図書を添付しなければなりません。

7 許可基準

(許可基準)

第18条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはなりません。

- (1) 兵庫県が定める太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)第6条に規定する太陽光発電施設の設置等に関する基準に適合していること。
 - (2) 山林において太陽光発電設備を設置する場合は、国道及び県道から当該太陽光発電設備が容易に望見できないこと。
- 2 市長は、前条第1項の許可に、里山の有する景観、生活環境及び生物多様性の保全並びに安全の確保等のために必要な条件を付すことができます。

(1) 県条例施設基準の適合

本条例における許可基準は、「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」(平成29年兵庫県条例第14号)第6条に規定する太陽光発電施設の設置等に関する基準に適合していることとしています。

県条例抜粋

(施設基準)

第6条 知事は、地域環境との調和を図るために必要な太陽光発電施設等の設置等に関する基準(以下「施設基準」という。)を定めるものとする。

2 施設基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 太陽光発電施設等と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する事項
- (2) 太陽光発電施設等の設置に係る防災上の措置に関する事項
- (3) 太陽光発電施設等の安全性の確保に関する事項
- (4) 太陽光発電施設等の廃止後において行う措置に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第1項の規定により施設基準を定めたときは、当該施設基準を告示しなければならない。

施設基準については、県条例第6条第3項のとおり別に告示(平成29年兵庫県告示第400号、平成30年兵庫県告示第373号の2)され、この施設基準を解説する「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例 技術マニュアル 兵庫県県土整備部住宅建設局建築指導課」(以下「技術マニュアル」といいます。)において、その具体的な内容が示されています。

(2) 県条例施設基準の適合性の確認を省略できる施設基準

県条例では、他法令の規定にもとづく許可等の対象となる場合は、適合性の確認を省略できるようにしているため、本条例においても同様の扱いとします。

例えば、森林法の規定に基づく林地開発許可の対象となる場合には、施設基準のうち、防災上の措置に関する事項の適合性の確認を省略するなど他法令における法的手続と同様の行為制限となる場合、施設基準の当該部分について適合性の確認を省略できるようにしています。省略可能な施設基準については、「技術マニュアル」において具体的に明示しています。

なお、適合性の確認を省略する場合は、設置許可の申請時に許可書等の写しを添付するか、申請中の場合は申請書等の写しを添付のうえ、許可書等の写しが提出された以降に設置許可通知書により事業者へ通知します。

(3) 里山景観への配慮

本条例では、「山林において太陽光発電設備を設置する場合は、国道及び県道から当該太陽光発電設備が容易に望見できないこと。」としており、原則、山林での太陽光発電設備の設置については許可されません。ただし、自然地形等で部分的に望見できる場合で、樹木等で太陽光発電設備の高さまで遮蔽の措置を講じられる場合はこの限りではありません。なお、国道は一般国道を対象とします。

(4) 必要な条件を付した許可

例えば、生物多様性の保全の観点から、事業区域内に希少野生動植物種の存在が認められる場合は、必要な措置を講じるよう必要な条件を付すことがあります。

○太陽光発電施設の設置等に関する基準

平成 29 年 3 月 31 日 告示第 400 号
 平成 30 年 3 月 30 日 告示第 373 号の 2
 令和 2 年 3 月 10 日 告示第 276 号

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年兵庫県条例第 14 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、太陽光発電施設の設置等に関する基準を次のとおり定め、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、1 (9)緑地の保全のイについては平成 30 年 4 月 1 日前に設置工事等に着手するもの、5 (2)動植物については令和 2 年 4 月 1 日前に同条例第 7 条第 1 項（同条例第 10 条第 1 項において準用する場合を含む）の規定による事業計画の届出を行うものには適用しない。

事項	基準	
1 太陽光発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する事項	(1) 斜面地における景観	主要な道路、市街地等から容易に望見できる斜面地においては、太陽光発電施設は、勾配がおおむね 30 度以下の箇所に設置されていること。
	(2) 独立峰等の景観	太陽光発電施設は、景観上重要な独立峰の頂部又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の部分に設置することを避けるとともに、当該頂部又は稜線により形成される景観に十分配慮した配置とすること。
	(3) 水面の景観	湖沼、ため池等の水面に設置する太陽光発電施設にあつては、太陽電池モジュールの水平投影面積の当該水面の面積に対する割合がおおむね 50 パーセント以下であること。
	(4) 法面の緑化	切土又は盛土（以下「切土等」という。）により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる太陽光発電施設にあつては、当該法面又は擁壁に緑化その他の方法による修景が適切に行われていること。
	(5) 遮蔽措置	事業区域の境界部分には、必要に応じ、植栽、塀又は柵の設置等により景観上有効な遮蔽措置が行われていること。
	(6) 反射光	太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないように、次のいずれかの基準に適合するものであること。 ア 低反射性のものであること。 イ 位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置されるものであること。
	(7) 色彩	太陽光発電施設に係る工作物（以下「工作物」という。）の色彩は、低彩度のものであること。
	(8) 材料	太陽電池モジュールを支持する架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものであること。
	(9) 緑地の保	ア 森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置す

	全	<p>る太陽光発電施設にあつては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(ア) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(イ) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね25パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>イ アにかかわらず、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林を含む土地に設置する事業区域の面積が50ヘクタール以上の太陽光発電施設にあつては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(ア) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(イ) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね60パーセント以上（次に掲げる区域を含む土地である場合にあっては、地域の実情を勘案し緑地の保全に関して関係市町長が特に認めるときを除き、おおむね80パーセント以上）の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>a 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域</p> <p>b 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域</p>
2 太陽光発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項	(1) 地盤の安定性の確保	<p>事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法その他関係法令の規定に準じて定める(2)から(6)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性が確保されたものであること。</p>
	(2) 地盤の勾配	<p>工作物が設置される地盤の勾配は30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できる場合は、この限りでない。</p>
	(3) 擁壁の設置	<p>切土等により崖（勾配が30度を超える土地をいう。以下同じ。）が生ずる場合は、当該崖の表面が擁壁で覆われていること。ただし、当該崖について、その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれのない場合又は周辺の土地利用の状況等により擁壁の設置の必要がない場合は、この限りでない。</p>
	(4) 擁壁の構造	<p>(3)により設置される擁壁の構造は、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>ア 安定計算等により、その安定性が確かめられたものであること。</p>

		イ 当該擁壁の裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層が設けられたものであること。
	(5) 法面の構造	切土等が行われた後に法面が生ずる場合にあっては、当該法面の構造が、小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に行われているものであること。
	(6) 法面保護	事業区域内の法面が雨水、風化等により浸食されないよう植生工等による法面保護が行われていること。
	(7) 排水施設の設置	事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう、都市計画法、森林法、総合治水条例（平成 24 年兵庫県条例第 20 号）その他関係法令の規定に準じて定める(8)から(10)までに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設が設置されていること。
	(8) 排水施設的能力	事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。
	(9) 排水施設の構造	事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。また、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されたものであること。
	(10) 調整池の設置	太陽光発電施設の設置によって、周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。
	(11) 設置不適地	事業区域内には、次に掲げる区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合は、この限りでない。 ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項の災害危険区域 イ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域 ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域 エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域
	(12) 工事中の災害防止	太陽光発電施設の設置に係る工事は、当該工事での災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。
3 太陽光発電施設の安全性の確保に関する事	(1) 構造耐力上の安全性	工作物は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 39 条第 1 項に規定する技術基準に基づくとともに、建築基準法その他関係法令の規定に準じて定める(2)から(4)までに掲げる基準を満たす安全性を確保するものであること。

項	(2) 基礎	太陽電池モジュールを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであること。
	(3) 太陽電池モジュール	太陽電池モジュールは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであること。
	(4) 耐久性	工作物の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料が使用されたものであること。
4 太陽光発電施設の廃止後において行う措置に関する事項	撤去時の措置	<p>太陽光発電施設の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>ア 工作物を速やかに撤去すること。</p> <p>イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。</p> <p>ウ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。</p>
5 その他の事項	(1) 騒音・振動	パワーコンディショナー等の附帯設備は、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われていること。
	(2) 動植物	野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。
	(3) 保守点検・維持管理	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づき太陽光発電施設の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。

8 事前協議

(事前協議)

第19条 第17条第1項の規定による申請をしようとする者(以下「申請予定者」といいます。)は、当該申請をする前に同項の事業計画について市長と協議しなければなりません。

2 市長は、前項の規定による協議があった場合において、前条第1項各号に掲げる基準に適合するよう助言し、又は指導することができます。

(1) 事前協議の趣旨

本条例では、設置許可申請及び近隣関係者への説明に先立ち、申請予定者と市長との間で、事前協議を行うこととしています。これは、設置許可申請の前に、規則第4条に定める近隣関係者への説明を義務付けていますが、

- ①太陽光発電設備の設置場所ごとに、近隣関係者のうち「市長が必要と認める者」が異なるため、事前にその範囲を確定させる必要があること
- ②設置しようとする太陽光発電設備が施設基準に適合しているかをあらかじめ確認し必要な助言を行うことで、設置許可申請時において変更が生じた場合に、再度近隣関係者への説明を行わなければならないような事態を極力避けるべきであること

等の理由により、また、太陽光発電設備の設置許可には、他法令とも関連する部分も多いため、手続き等の確認を行うため事前協議を導入するものです。

(2) 現地調査等

設置許可申請前に、土地調査、現地踏査、測量、地質調査等の許可申請に必要な調査を行い、必要書類を作成して下さい。

太陽光発電設備の設置工事に関係する主な法令等一覧

※本一覧は太陽光発電設備の設置工事に関係する主な法令等の一覧であり、工事等の内容によっては他の法令等の手続が必要となる場合があります。

法令等の名称	規制の概要	窓口等	規制対象行為
農業振興地域の整備に関する法律	・農業振興地域整備計画との調整及び指導	農村整備課	・農振農用地での設置は原則不可
農地法	・農地等の転用許可制度	農業委員会	・農地法第4条又は第5条の許可
地すべり等防止法	・地すべり防止区域における現状改変等の行為の制限	宝塚土木事務所	・地すべり防止区域における現状改変の行為等
兵庫県立自然公園条例	・自然公園における開発行為等の制限 (大川瀬・藍本の一部)	阪神北県民局環境課	・同一敷地内の地上部の水平投影面積の和が1,000㎡を越える太陽光発電設備の新築、改築及び増築
環境の保全と創造に関する条例	・自然環境保全地域等における現状改変の行為制限 (駒宇佐八幡神社周辺)	県庁自然環境課	・高さ10m又は水平投影面積200㎡を越える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること、土地の形質を変更すること【届出行為】
森林法	・地域森林計画対象民有林における開発行為の許可制度 ・保安林における開発行為等の制限	阪神農林振興事務所	・地域森林計画対象民有林において、面積が1haを越える規模の開発を行う場合、県知事の許可が必要 ・保安林に指定された森林での転用行為は原則禁止
	・地域森林計画対象民有林における伐採の届出制度	里山のまちづくり課	・地域森林計画対象民有林における伐採には、事前に届出が必要
土壌汚染対策法	・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出制度	県庁水大気課	・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更を行う場合、30日前までに届出が必要
環境影響評価法、環境影響評価に関する条例	・環境への影響について調査、予測及び評価に係る手続を定めた制度	県庁環境影響評価室	・出力4万kw以上は法に基づく手続、事業区域面積5ha以上は条例に基づく手続が必要。
小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針	・自然環境調査の実施及び報告について定めた制度		・森林の伐採を伴うもの又はため池の水面上に設置するものは、工事着手の60日前までに調査結果報告書の提出が必要。
産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例	・外部から搬入した土砂により一定規模(1,000㎡以上、1m超)以上の土砂埋め立て等を行う場合の許可	阪神北県民局環境課	・一定規模以上の土砂埋立等を行う場合には、事前に許可を受けることが必要

三田市土地の埋立て等の規制に関する条例	・一定規模以上の土砂埋立て等（切土・盛土）を行う場合の許可・届出	審査指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 500 m²以上の土地の埋立て等（切土・盛土）を行う場合、または 500 m²未満であっても高さ 1m 以上、かつ、その埋立て等に係る土砂等の量が 500 m³ 以上の場合、事前に許可を受けることが必要 ・ 300 m²～500 m²未満の土地の埋立て等（切土・盛土）を行う場合等は、事前に届出が必要
総合治水条例	・ 開発行為に伴う重要調整池設置に係る届出制度	宝塚土木事務所	・ 雨水の流出増を伴う 1ha 以上の開発行為において、開発行為の届出（第 11 条 1 項）及び重要調整池の設置（第 11 条 2 項）の義務
砂防法	・ 砂防指定地内における行為の制限	宝塚土木事務所	・ 砂防指定地内において、工作物の新築、木竹の伐採、土地の掘削・盛土・切土により土地の形質を変更する等の行為をしようとする場合は許可が必要
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・ 急傾斜地崩壊危険区域内における現状改変等の行為の制限	宝塚土木事務所	・ 急傾斜地崩壊危険区域内において、工作物の設置、のり切・切土・掘さく・盛土、立木竹の伐採等の行為をしようとする場合は許可が必要
国土利用計画法	・ 土地取引の届出制度	都市計画課	・ 届出対象面積以上の土地の売買等の契約を締結した場合、届出が必要
大規模開発及び取引事前指導要綱	・ 民間大規模開発計画において、開発行為に必要な許認可の申請等に先立つ事前協議	宝塚土木事務所	・ 10 ha 以上の民間大規模開発計画において、開発行為を目的とした土地の所有権等を取得しようとする場合には、開発行為に必要な許認可の申請等に先立ち、事前協議及び知事の同意が必要
景観法	・ 景観法による届出制度	都市計画課	・ 景観計画区域内の太陽光発電設備の設置について事前に届出が必要
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	・ 近郊緑地保全地区内における現状改変行為等への届出制度（桑原・山田の一部）	宝塚土木事務所	・ 工作物（太陽光発電設備）の新築、それに伴う土地の形質変更、森林の伐採を行う場合、届出が必要である。
宅地造成等規制法	・ 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可制度	審査指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成工事規制区域内において一定規模以上の宅地造成工事を行う場合許可が必要 ・ 同区域内の宅地において擁壁設置等の工事を行う場合や宅地以外の土

			地を宅地に転用した場合は届出が必要
文化財保護法	・周知の埋蔵文化財包蔵地内における開発行為等の届出制度	文化スポーツ課	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で土地の発掘をしようとする者は60日前までに届け出なければならない。
三田市火災予防条例	・火災の発生のおそれのある設備の届出	三田市消防本部	・全出力50キロワットを超える高圧又は特別高圧の変電設備を設置する場合、事前に届出が必要。

9 近隣関係者への説明

第20条 申請予定者は、当該申請をする前に規則で定める者(以下「近隣関係者」といいます。)に対し、第17条第1項の事業計画の内容について説明を行わなければなりません。

2 申請予定者は、前項の説明を行うに当たり、近隣関係者の理解が得られるよう努めなければなりません。

(近隣関係者)

第4条 条例第20条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。)の規則で定める者は、太陽光発電設備の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として次の各号に定める者とします。

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権(建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除きます。)をいいます。)を有する者
- (2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 地元自治会等(事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。)に所属する関係住民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(1) 近隣関係者への説明の趣旨

太陽光発電設備の設置に当たり、これまでは、事前の説明がないことで、住民とのコミュニケーション不足によりトラブルの原因となることが少なくなかったことから、事前に事業計画の内容について近隣関係者の理解を得るため、近隣関係者への説明を義務付けています。

(2) 近隣関係者の範囲

近隣関係者は、設備の規模、周辺の地形等により、影響を及ぼす範囲は様々であり、一律にその範囲を条例において示すことは困難であることから、規則第4条において、共通の者として第1号から第3号を規定するほか、地域の実情に応じて個別に指定できるよう第4号を規定しています。

また、本条例が三田市民を対象としたものであることから、他市町の区域に存する近隣関係者に対する説明義務はないものの、事業者としての説明義務や円滑な事業実施等の観点から、事業者において、他市町の区域に存する近隣関係者に対しても説明することが望ましいです。

規則で規定する近隣関係者	考え方
(1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権(建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除きます。)をいいます。)を有する者	事業区域に隣接する土地の所有者及び土地を借地し事業活動等を行っている者については、隣接地で太陽光発電設備が設置される影響も大きいためそのことを事前に周知しておく必要があります。
(2) 前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者	事業区域に隣接する土地に建つ建築物の所有者や使用貸借又は賃借により居住や事業活動等を行っている者に対しても、同様に事前に周知しておく必

	要があります。
(3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。）に所属する関係住民	事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む区・自治会等の団体に所属する関係住民に対しても、影響を及ぼすおそれがある者として事前に周知しておく必要があります。
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	地域の実情に応じて、例えば、雨水排水等の第一放流先の水利権者や流域内の居住者など、近隣関係者に含めるべきと考えられる者に対しても事前に周知しておくこととします。

(3) 近隣関係者への説明の考え方

条例第20条第1項、第21条第3項、第25条第2項において、それぞれ近隣関係者への説明を義務付けていますが、規定ごとの考え方は下記のとおりです。

条例の規定	説明内容・考え方
第20条第1項	事業計画の内容の全てを近隣関係者に説明することを義務付けたもので、設置の許可申請前に説明が必要です。
第21条第3項	設置工事に直接関係しない事業者等の氏名等又は管理方法の変更が生じた場合、変更後の事業計画を近隣関係者に説明することを義務付けたもので、市長への届け出前に説明が必要です。 なお、この場合の近隣説明については文書によることも可とし、近隣関係者から求めがあるなど必要に応じて説明会等面談による説明を行うこととします。
第25条第2項	設置完了後、事業者等の氏名等又は管理方法の変更が生じた場合に近隣関係者に説明することを義務付けたもので、市長への届け出前に説明が必要です。 なお、この場合の近隣説明については文書によることも可とし、近隣関係者から求めがあるなど必要に応じて説明会等面談による説明を行うこととします。

(4) 近隣関係者の理解

事業者は近隣関係者に対し単に説明をするだけでなく、将来的なトラブルを防ぐために、近隣関係者の理解を得たうえで事業を進めることが必要です。

ただし、他の開発等に係る法令等も同意まで求めるものではないことから、本条例では説明に当たって、理解が得られるよう努めなければならないと規定しています。

なお、許可基準に適合する事業計画であっても、太陽光発電設備の設置に関連して、近隣関係者から地域貢献や追加の措置などを要求されるケースが考えられます。これに対して、事業者が誠意をもって対応している場合は、近隣関係者の理解が完全に得られなくても、説明に当たって理解が得られるよう努めていると判断することを妨げないものです。

10 変更の許可等

(変更の許可等)

第21条 第17条第1項の許可を受けた者(以下「許可事業者」といいます。)は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、当該変更に係る設置工事に着手する前に市長に申請し変更の許可を受けなければなりません。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りではありません。

2 許可事業者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

3 許可事業者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更のうち、第17条第1項の事業計画に定める同条第2項第1号又は第6号に規定する事項を変更したときは、前項の規定による届出をする前に近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければなりません。

4 第18条から前条までの規定は、第1項の許可について準用します。

(変更の許可等)

第5条 条例第21条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。)の許可の申請は、変更後の設置許可申請書により行うものとします。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の申請について準用します。

3 条例第21条第1項ただし書(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。)の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとします。

(1) 条例第17条第2項第1号又は第6号に掲げる事項の変更

(2) 条例第17条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、次に掲げるもの

ア 太陽光発電設備の明度又は彩度を低下させる場合における当該明度又は彩度の変更(当該明度又は彩度の変更に係る部分について、その色相の変更を伴わない場合に限りします。)

イ 事業区域内の森林又は緑地(以下「森林等」といいます。)の面積を増加させる場合における当該森林等の面積の変更(当該森林等の面積の変更に係る部分以外の当該森林等の部分について、その位置の変更を伴わない場合に限りします。)

ウ 太陽光発電設備の水平投影面積を減少させる場合における当該水平投影面積の変更(当該太陽光発電設備について、水平投影面積の減少に係る部分以外の部分の位置及び太陽電池モジュールの傾斜角度の変更を伴わない場合に限りします。)

エ 太陽光発電設備の構造耐力上主要な部分以外の部分(太陽電池モジュールに係るものを除きます。)の材料又は構造の変更

オ アからエまでに掲げるもののほか、変更後においても施設基準に適合することが明らかな変更

4 条例第21条第2項の規定による届出は、前項第1号の変更の場合にあつては事業者等の氏名等の変更届出書を、同項第2号の変更の場合にあつては事業計画軽微変更届出書により行うものとします。

5 前項の事業者等の氏名等の変更届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければなりません。

(1) 事業計画の変更に伴う近隣関係者への説明

事業計画のうち、①事業者及び管理者の氏名及び住所、②事業区域の所在地及び面積、③設置工事の設計、④太陽光発電設備の廃止後において行う措置、⑤太陽光発電設備及び事業区域の管理の方法の変更については、近隣関係者への説明を実施しなければなりません。①及び⑤の事業計画の変更については、変更許可ではなく届出の対象となります。

なお、事業計画のうち、⑥設置工事の着手予定日及び完了予定日の変更については、事業計画の変更の対象にはなりませんので、変更許可申請及び届出は必要ありません。

(2) 許可を要しない軽微な変更

事業計画の変更のうち、許可を要しない軽微な変更について、規則第5条第3項で規定しており、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

第2号では、安全側への変更について、軽微な変更として取り扱うことと規定しています。例えば、事業区域内の緑地の保全に関する基準において「事業区域内の現況の森林等の面積の25パーセント以上の森林等が保全されていること」と規定していますが、この基準に対し、変更により森林等の面積を増大する場合、基準に適合することが明らかです。このように、第2号のアからエに例示するもの以外にも安全側への変更は想定されるため、オの規定を設けています。

なお、県条例施設基準の1の項目について安全側へ変更する場合でも、他の項目について安全側とは判断できない変更を伴う場合や、オによる変更の場合には、軽微な変更には該当しないこともあるため、安全側への変更か否かについて事前に相談されることが望ましいです。

11 標識の設置

(標識の設置)

第22条 許可事業者は、当該許可を受けた後、速やかに、設置工事が完了するまでの間、その事業区域の見やすい場所に、当該許可に係る事業計画の概要を記載した標識を設置しなければなりません。

許可事業者は、近隣関係者に広く知らしめるため、速やかに当該許可に係る事業内容を記載した標識(たてよこ 90cm 以上×90cm 以上)を道路等に面した事業区域内に設置してください。

太陽光発電設備設置工事の計画の概要の表示	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	平方メートル
発電出力	KW
事業者	住所
	氏名
	電話番号
事業施行者	住所
	氏名
	電話番号
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日
許可番号・許可年月日	第 号 ・ 年 月 日

12 工事着手の届出・工事完了の届出等

(工事着手の届出)

第23条 許可事業者は、当該許可を受け、設置工事に着手するときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければなりません。

(工事完了の届出等)

第24条 許可事業者は、設置工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、設置工事が当該許可の内容に適合しているかどうかについて、検査をし、許可事業者の結果を通知しなければなりません。

3 許可事業者は、前項の規定による通知を受けた日以降でなければ、当該太陽光発電設備を使用し、又は使用させてはなりません。

(工事着手の届出)

第7条 条例第23条(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。)の規定による届出は、工事着手届出書により行うものとします。

(工事完了の届出等)

第8条 条例第24条第1項(条例第25条第1項において準用する場合を含みます。)の規定による届出は、工事完了届出書により行うものとします。

2 前項の工事完了届出書には、別表第3に掲げる図書を添付しなければなりません。

3 市長は、条例第24条第2項の規定による検査の結果、設置工事が当該許可の内容に適合していると認めるときは、工事検査済通知書により事業者へ通知するものとします。

(1) 工事完了の届出及び検査の趣旨

設置工事が完了した場合は、工事完了届出書に規則別表第3に掲げる図書を添付し市長に提出し、受理後、遅滞なく、当該行為が許可内容に適合しているか現地検査を行います。検査の結果、許可内容に適合していると認められるときは、工事検査済通知書により許可事業者へ通知します。

なお、工事完了の届け出の際には、事前に近隣関係者へ説明する必要はありません。

(2) 工事完了届出書に必要な添付書類

規則別表3において、その他市長が必要と認める図書における他法令に関する許可書等の写し等とは、他法令で、その許可内容が適合していると認められることが確認できる検査済み書等の書類とします。

13 増設等の工事の許可等

(増設等の工事の許可等)

第25条 第17条から前条までの規定は、設置工事の完了後において事業者が太陽光発電設備の増設、移転、修理、改造その他規則で定める行為に係る工事(これらの行為に伴う木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含まず。)をしようとする場合の許可について準用します。

2 事業者又は管理者は、第17条第1項、第21条第1項及び前項の許可による設置工事の完了後において、第17条第1項の事業計画に定める同条第2項第1号又は第6号に規定する事項を変更したときは、遅延なく、その旨を市長に届け出なければなりません。この場合において、届出をする前に近隣関係者に対し、当該変更に係る事項を説明しなければなりません。

(増設等の工事等)

第9条 条例第25条第1項の規則で定める行為は、次に掲げるもの(これらの行為に係る工事の完了後において、その事業区域の面積が300平方メートル以上であるものに限り、)とします。

- (1) 太陽光発電設備の増設であって、当該増設後の太陽光発電設備の水平投影面積が増設前の水平投影面積の1.2倍以上となるもの
 - (2) 太陽光発電設備の移転、修理又は改造(以下「移転等」といいます。)で、当該移転等に係る太陽光発電設備の部分の水平投影面積が当該設備の水平投影面積の2分の1以上となるもの
 - (3) 事業区域の面積を変更する行為であって、次に掲げるもの
 - ア 当該行為により増減する事業区域の面積が変更前の事業区域の面積の10分の3以上であるもの
 - イ 当該行為により増加する事業区域の面積が300平方メートル以上であるもの
 - ウ 事業区域の面積が300平方メートル未満の太陽光発電設備について、当該行為により事業区域の面積が300平方メートル以上となるもの
- 2 条例第25条第2項の規定による届出は、事業者等の氏名等の変更届出書により行うものとします。
- 3 前項の事業者等の氏名等の変更届出書には、別表第2に掲げる図書を添付しなければなりません。

(1) 増設等の工事の許可等の趣旨

工事が完了した後の太陽光発電設備について、一定規模の増設、移転、修理又は改造を行う場合には、設置工事と同様に許可の対象としています。

また、事業区域の面積を変更する場合については、規則第9条第1項第3号に示すような一定規模の増減について許可の対象としています。

これら増設等の工事に係る手続として、当初の設置工事と同様に、第17条から第24条に規定する事前協議、近隣関係者への説明や設置の許可、工事着手の届出、工事完了の届出等が必要となります。

(2) 増設(規則第9条第1項第1号)

太陽光発電設備に係る工作物を増設する場合で、増設後の工作物の水平投影面積が従前の1.2倍以上となる場合に許可の対象となります。その際、増設する箇所と廃止(撤去)する箇所がある場合、工作物全体での増減ではなく、新たに増設する箇所のみで許可の対象の判断を行います。

(3) 移転（規則第9条第1項第2号）

事業区域内の既存の太陽光発電設備の一部又は全部を区域内の別の場所へ移動させることを移転といい、従前の工作物の水平投影面積1/2以上を移転する場合に許可の対象となります。

なお、工作物を事業区域外から移動して新たな事業区域内に設置する場合は移転ではなく新設となるため、設置工事として第17条の設置の許可の対象となります。

(4) 修理・改造（規則第9条第1項第2号）

工作物に不具合が生じた場合において、その材料等を部分的に手直しし、同一構造、機能に復元する場合を修理といいいます。ただし、従前と全く同じ材料等による修理や単なる維持保全のためのメンテナンスは含みません。また、太陽電池モジュールの形状や材質の変更など、既存の工作物の一部を利用し、構造、機能、強度等を変更し、従前と同じ範疇の設備とすることを改造といいいます。これらの修理又は改造の対象となる部分の水平投影面積が従前の面積の1/2以上となる場合に許可の対象となります。

(5) 緊急時の対応

災害などで緊急に工作物の修理等が必要な場合で、色彩や材料等に変更がないなど、基準に適合していることが明らかな場合は、増設工事等の許可申請までは求めませんが、応急措置完了後、速やかにその内容を報告してください。

(6) 事業区域の変更（規則第9条第1項第3号）

規則第9条第1項第3号に掲げる事業区域の変更についても増設等工事の許可等の対象となります。アにより、事業区域の面積が従前の面積の3/10以上増減する場合を対象としています。この行為のみ事業区域の面積の減少を含んでいることは、それに伴い緑地面積の減少や、境界部分の遮蔽措置がなくなるなどの基準に適合しないことが想定されるためです。

イにより、増加する事業区域の面積が300㎡以上の場合を対象としています。これは特に従前の事業区域の面積が大きい場合、アの規定だけでは十分でなく、その補完措置として許可の対象となる実増加面積を設定しているものです。

さらに、ウにより、事業区域の面積が300㎡未満のものから300㎡以上になる場合については、新たに許可の対象の規模となることから、アの規定にかかわらず対象とするものです。

(7) 共通事項

規則第9条第1項第1号、第2号に伴い事業区域の面積が300㎡未満となる場合や、同項第3号アにより、事業区域の面積が300㎡未満となる場合については、それらの規定に該当する場合でも増設等の工事の許可の対象としないものとします。

また、本規定は、原則として工事完了後のものを対象としており、工事中の変更については第21条第1項により変更の許可が必要となります。

なお、条例適用前（平成31年4月1日より前）に既に設置工事に着手しているものに増設等を行う場合についても当該規定は適用されることとなります。ただし、既存部分については県条例施設基準への適合の義務はなく、増設工事等を行う部分について施設基準に適合させる必要があります。

(8) 増設・移転のイメージ図

申請	変更前		変更後	
○	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 600 m ²	工作物の水平面積 1.2 倍以上	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 780 m ² 増設部分: 180 m ²	1.3 倍
×	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 600 m ²	工作物の水平面積 1.2 倍未満	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 660 m ² 増設部分: 160 m ²	1.1 倍
○	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 600 m ²	工作物の水平面積 1.2 倍以上	事業区域: 1,000 m ² 廃止: 100 m ² 工作物: 650 m ² 増設部分: 180 m ²	増設部分が 1.3 倍
○	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 500 m ²	工作物の水平面積 1/2 以上移転	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 500 m ²	全部移転
×	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 500 m ²	工作物の水平面積 1/2 未満移転	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 500 m ²	1/4 移転
○	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 750 m ²	工作物の水平面積 1/2 以上修理又は改造	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 750 m ² 修理又は改造: 500 m ²	2/3 修理又は改造
×	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 750 m ²	工作物の水平面積 1/2 未満修理又は改造	事業区域: 1,000 m ² 工作物: 750 m ² 修理又は改造: 125 m ²	1/6 修理又は改造
○	事業区域: 1,000 m ²	事業区域 3/10 以上の増減	事業区域: 1,300 m ²	1.3 倍
×	事業区域: 1,000 m ²	事業区域 3/10 未満の増減	事業区域: 1,200 m ²	1.2 倍
×	事業区域: 350 m ²	事業区域 3/10 未満の増減	事業区域: 280 m ²	0.8 倍 300 m ² 未満
○	事業区域: 1,000 m ²	事業区域 300 m ² 以上の増加	事業区域: 1,500 m ²	500 m ² 増加
×	事業区域: 1,000 m ²	事業区域 300 m ² 未満の増加	事業区域: 1,200 m ²	200 m ² 増加
○	事業区域: 250 m ²	増設後事業区域面積 300 m ² 以上	事業区域: 500 m ²	増設後 500 m ²
×	事業区域: 150 m ²	増設後事業区域面積 300 m ² 未満	事業区域: 280 m ²	増設後 280 m ²

(9) 設置工事完了後の事業者等の氏名等の変更届の趣旨

設置工事の検査後、太陽光発電設備の維持管理が開始されることとなりますが、例えば、維持管理期間中において、災害等により事業区域外に土砂が流出するなどにより、事業者又は管理者に連絡をとり、対応を求める場合など、変更後の事業者又は管理者の氏名等を把握しておく必要があるため、届け出を行うこととしています。

(10) 事業者等の氏名等の変更

本条例における事業者及び管理者の氏名等の変更とは、①事業者及び管理者の氏名及び住所の変更、②太陽光発電設備及び事業区域の管理の方法の変更を指しています。

(11) 近隣関係者への説明

近隣関係者へは、変更後の事業者の氏名や管理方法の変更を明らかにしておくため、変更が生じた場合は変更内容について説明を求めています。なお、説明方法として文書による通知でも可としますが、取扱いについては第 20 条の解説を参照してください。

(12) 第 21 条第 3 項との相違点

第 21 条第 3 項の変更の届出は、設置工事の完了前の変更を対象としています。一方、第 25 条第 2 項の変更の届出は、設置工事完了後の維持管理段階での変更を対象としております。

なお、本項及び次条の設備廃止の届出については、管理段階での届出となるため、事業者だけでなく管理者による届出も可能としています。

14 工事廃止の届出等

(工事廃止の届出等)

- 第26条 第17条第1項、第21条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、当該設置工事を廃止したときは、遅延なく、市長に届け出なければなりません。
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る工事について、当該届出をした者に対し、相当の期限を定めて、工事に伴う災害の防止又は良好な自然環境の保全のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
- 3 事業者又は管理者は、設置工事の完了後において、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までにその旨を市長に届け出なければなりません。

(工事廃止等の届出)

- 第10条 条例第26条第1項又は第3項の規定による届出は、それぞれ工事廃止届出書又は設備廃止届出書により行うものとします。
- 2 前項の工事廃止届出書又は設備廃止届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければなりません。

(1) 設置工事の廃止の届出の趣旨

条例第26条第1項の規定は、事業者が許可を受けた太陽光発電設備の設置工事を廃止したときは、遅滞なく、市長に工事廃止の届出をし、市長は、同条第2項において工事廃止に伴う災害の防止や自然環境の保全のための必要な措置を許可事業者に求めています。

なお、設置工事を廃止する際には事前に近隣関係者に説明する必要があります。

(2) 太陽光発電設備の廃止の届出の趣旨

第26条第3項の規定では、太陽光発電設備の廃止を行う前に届け出ること、廃止時期を明らかにし、県条例施設基準の廃止後の処置に関する基準に照らし合わせて適切な廃止を行うようするものです。そのため廃止する日の30日前に届け出ることとしています。

なお、設置の許可申請の際に示された廃止後の措置に関する計画については、その時点での予定であるため、廃止を行う前に、実際どのような措置を行うのか確定した内容を改めて届け出るものです。廃止の届出の際には事前に近隣関係者へ説明する必要ありません。

(3) 廃止届を提出しない者への対応

廃止届を提出しない者に対しては、第27条により、市長は、太陽光発電設備の状況に関する報告を求め、太陽光発電設備の状況や事業者又は管理者の対応に応じて指導を行います。また、指導に従わない場合は、市長は、第29条に基づき勧告、第30条に基づき公表を行うことも可能です。

(4) 事業者又は管理者が倒産等で不明となった時の対応

法的にその権利を引き継ぐ者が、工事の廃止、設備の維持管理又は廃止等をせざるを得ないと考えています。このため、法的にその権利を引き継ぐ者に対して第21条第3項又は第25条第2項の事業者等の氏名等の変更の届出や第27条第1項の報告を求める必要があることから、設置の許可申請において、それを確認するための関係者の一人として土地所有者の氏名等についても明記することとしています。

15 報告の徴収及び立入調査

- 第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は管理者に対して報告又は資料の提出を求め、命じた者又は委任した者に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に聞き取りをさせることができます。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。
 - 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなりません。
 - 4 市長は、第1項の報告があった場合において、必要に応じて、必要な措置を講ずるよう指導し、又は期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

(1) 報告の徴収及び立入調査の趣旨

工事中又は維持管理期間中に、近隣住民からの通報などにより太陽光発電設備の状況を確認する必要がある場合には、事業者又は管理者に対し、現状の報告を求められるよう報告徴収及び事業区域内での立入調査、関係者への聞き取りの規定を設けています。

(2) 指導又は命令を行う場合

近隣関係者の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれのある場合などには、第27条第3項により、事業者又は管理者にその状況等について報告を求めることができることとしており、その際必要に応じて、指導又は期限を定めて必要な措置を講じるよう命ずることができるよう規定したものです。

16 許可の取消し

(許可の取消し)

第28条 市長は、第17条第1項、第21条第1項又は第25条第1項の許可を受けた者が、それぞれの許可について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができます。

- (1) 偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。
- (2) 許可の内容に適合する設置工事を行わず、又は許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに設置工事に着手しなかったとき。
- (4) 設置工事着手後、1年以上引き続き設置工事をしていないとき。
- (5) 第21条第1項に規定する許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

2 市長は、前項の規定により許可を取り消した場合において、その許可の取消しに係る着手後の設置工事について、当該許可を取り消された者に対し、当該設置工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、設置工事に伴う災害の防止若しくは良好な自然環境の保全のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

3 第15条の規定に違反して、又は第17条第1項若しくは第25条第1項の許可を受けずに、設置工事に着手した者又は設置工事を行った者に対し、前項の規定を準用します。

(1) 許可の取消しの趣旨

市長は、不正な手段で許可を受けたとき、許可条件に違反したとき、許可を受けたにもかかわらず1年間設置工事を行わないとき、着手後1年間以上以上引き続き設置工事をしないとき、変更の許可を受けず変更したときは、許可を取消し、工事の停止を命じ、災害の防止若しくは良好な自然環境の保全のための復旧工事を命じることができます。

(2) 禁止区域での設置工事における復旧

第15条の規定に反して、他法令の許可を受けず、又は市長の許可を受けずに設置工事に着手又は設置工事を行ったときは、工事の停止を命じ、災害の防止若しくは良好な自然環境の保全のための復旧工事を命じることができます。

17 勧告等

(勧告等)

第29条 市長は、事業者又は管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要な措置を講ずるよう指導し、又は期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

- (1) 第27条第1項の報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (2) 第27条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (3) 第26条第2項、第27条第4項、前条第2項又は同条第3項の規定による命令に違反したとき。
- (4) 第24条第2項の検査の結果、許可の内容及び許可に付した条件に適合していないと認めるとき。
- (5) 第24条第1項又は第26条第1項若しくは同条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(1) 勧告の趣旨

本条例の規定に違反している太陽光発電設備の設置については、粘り強く指導することとしています。が、正当な理由がなく、それに従わない場合は、事業者又は管理者の責務を果たしていないと判断し、必要な措置を講ずるよう勧告が行えるようにしています。

(2) FIT法との関係

FIT法において、条例の規定に違反している場合は認定の取消しが講じられるよう規定されています。本条例についても、その対象となるため、条例の規定に背いた行為を行う場合には、勧告を行うことと併せて、FIT法において認定の取消しが行われることもあり得ることに留意が必要です。

18 公表

(公表)

第30条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者又は管理者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた事業者又は管理者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができます。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた事業者又は管理者に意見を述べる機会を与えなければなりません。

(公表の方法)

第11条 条例第30条第1項の規定による公表は、告示及び市ホームページへの掲載等により行うものとします。

(1) 公表の趣旨

正当な理由なく勧告に従わないときは、氏名及び住所を公表することで、責務を果たしていない事業者又は管理者に対し、ペナルティを与えることができるとしています。

19 過料

(過料)

第31条 第15条の規定に違反して、又は第17条第1項、第21条第1項又は第25条第1項の許可を受けずに、設置工事に着手した者又は設置工事を行った者に対し、5万円以下の過料に処します。

(1) 過料の趣旨

その他法令の許可を受けずに禁止区域に太陽光発電設備を設置した者、又は設置の許可、変更の許可、増設等の工事の許可を受けずに太陽光発電設備を設置した者に対して、過料を設けています。

一方、本条で規定していない廃止届出等の行為については、その届け出がない場合において、行政として報告を求めるなどして粘り強く指導しながら、必要に応じて勧告及び公表を行う方がより実効性があるとの考えから、過料の対象とはしていません。

20 経過措置

(経過措置)

2 第14条から第31条までの規定は、平成31年4月1日以後に着手する設置工事又は増設等の工事について適用します。

3 前項の規定にかかわらず、第27条第1項に規定する報告又は資料の提出については、この条例の施行の際現に第17条に規定する区域において、事業区域の面積が300平方メートル以上の太陽光発電設備を設置し、又は設置工事に着手している事業が、事故、自然現象又は人的行為による当該事業区域内の地形又は設備の変状、変更及び損傷の発生に伴い、自然環境、市民生活等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、市長は、必要な限度において、当該事業者又は管理者に対して当該変状、変更及び損傷の状況並びに維持管理状況の報告又はそれらの資料の提出を求めることができるものとし、当該報告又はそれらの資料の提出があった場合には、関係者に聞き取りをし、必要な限度において、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができるものとします。

(1) 経過措置の趣旨

本条例の施行の際に事業区域の面積が300㎡以上の既設の太陽光発電設備、又は設置工事中の事業について、事故、災害等があったときは、市長は必要に応じて報告を求め、助言又は指導ができるものとしています。

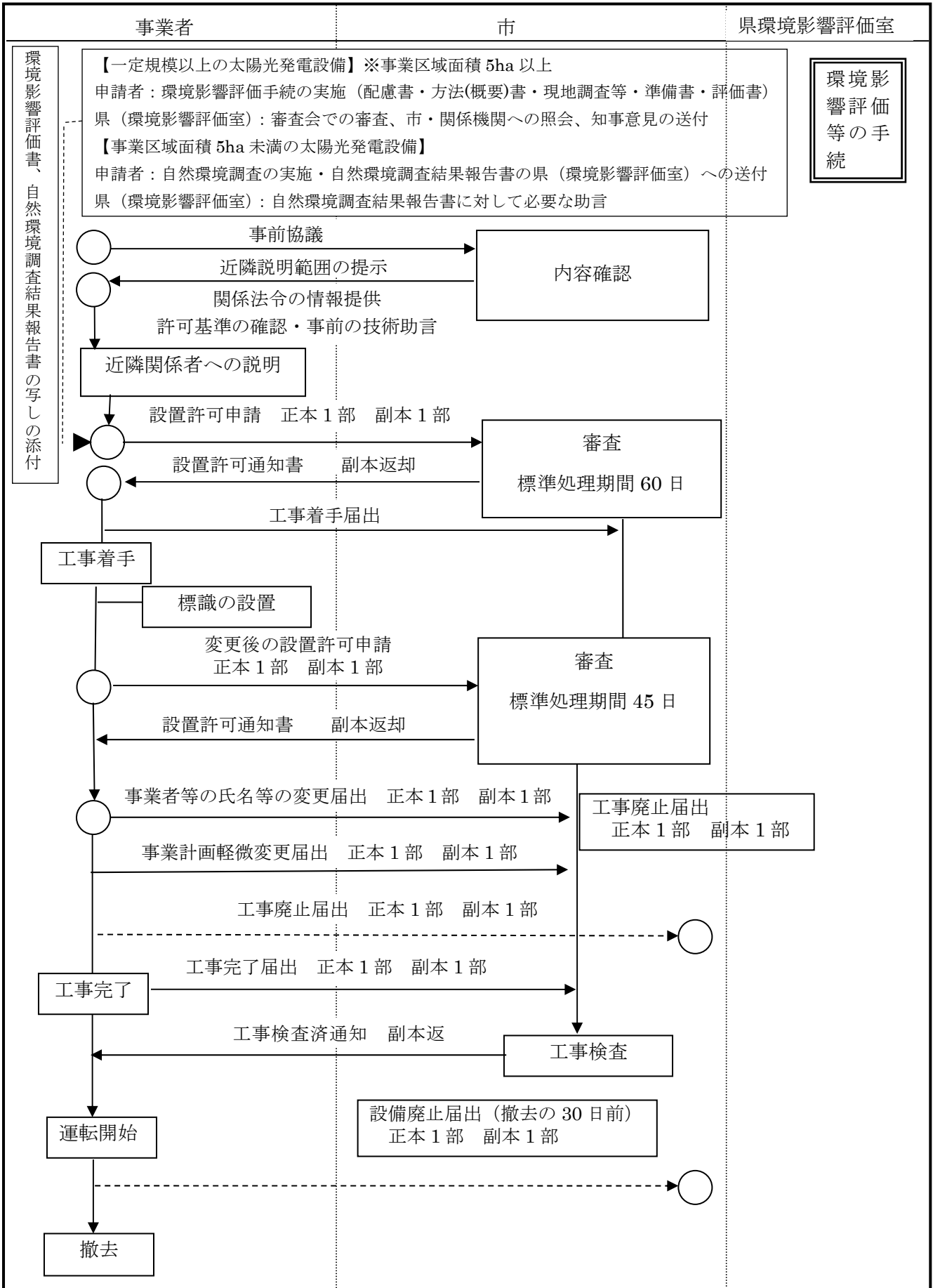
(2) 設置工事の着手

本条例における設置工事の着手とは、現場における工事の着手を指すもので、その範囲には、樹木の伐採や造成工事を含むが、現地調査、測量、資材・車両の搬入、パネルの製作、墨だし等の準備工は含まないものとします。

なお、設置工事の着手に当たっては、必要な法的手続等を行った上で着手されるものであることのほか、工事に着手した後に、正当な理由なく工事を行わないなど、継続性が確認できないものについては着手とみなすことができない場合があるので注意が必要です。

手続解説編

1 太陽光発電設備の設置に係る許可等に係る標準的な手続フロー



※工事着手までに他法令の許可の許可等が必要な場合がありますのでご注意ください。

2 基本的な考え方

条例に基づく太陽光発電設備の設置に係る許可等の流れについては、逐条解説編1の図「設置工事及び増設等工事の許可等の流れ」に示したとおりです。また、条例には規定していないが、条例に基づくそれらの申請に当たり、事業者の負担の軽減と手続の円滑化を図るために、事業者と市長との間で、近隣関係者への説明の前に第19条に定める事前協議を行うことが有効と考えています。

そのため、事前協議を含む標準的な手続の流れとして、前頁の「太陽光発電設備の設置に係る許可「手続解説編」では、前頁のフローに基づき、段階毎にその標準的な手続の解説等を示すことで、関係者が円滑に進めるうえで役立てていただければと考えています。

3 環境影響評価の手続等（所管：県農政環境部環境管理局水大気課環境影響評価室）

太陽光発電設備の設置等により、自然環境をはじめさまざまな環境に影響を及ぼすことが想定される。そのため、環境の保全を目的に以下の手続を規定しています。

一定規模以上の太陽光発電設備については、環境影響評価の手続（環境影響評価法の場合：約3年半以上、環境影響評価に関する条例の場合、約2年半以上）を、事業区域面積5ha未満の太陽光発電設備であって、森林の伐採を伴うもの又はため池の水面等に設置するものについては、自然環境調査を事業計画申請の前に行う必要があります。

なお、その結果（環境影響評価書^{*1}又は自然環境調査結果報告書）は、事業計画の許可申請に添付^{*2}する必要があります。

詳細はホームページ「ひょうごの環境」（<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/asess>）で確認できます。

※1 野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないことが明らかな場合は、環境影響評価準備書でも可とします。

※2 令和2年8月31日着工分までは、自然環境調査結果報告書の提出は、着工の30日までとします。（経過措置適用）

○ 太陽光発電設備

① 出力4万KW^{*3}以上（事業区域面積概ね100ha以上）

環境影響評価法に基づき、環境影響評価の手続を行います。

※3 出力3万KW以上4万KW未満については、国が環境影響評価の手続を行う必要があるかどうか判定します。

② 事業区域面積5ha以上

環境影響評価に関する条例に基づき、環境影響評価の手続を行います。

③ 事業区域面積5ha未満（森林の伐採を伴うもの又はため池の水面上等に設置するものに限り。）

「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針」に基づき、自然環境調査を行います。

4 事前協議における手続（第19条）

○ 申請予定者は、事業区域の範囲や計画内容が把握できる図面等を持参のうえ、市役所窓口を訪問してください。（必ずしも正式に提出する事業計画書一式をそろえる必要はありませんが、事業計画の全容が分かる図書によることが望ましいです。）

○ 市は、提示された資料に基づき、県条例施設基準などの許可基準への適合性について確認のうえ、必要に応じて基準に適合するために助言を行うとともに、申請予定者からの質問等に応じます。また、「太陽光発電設備の設置工事に関係する主な法令等一覧」（逐条解説編 事前協議参照）を提示することで、関係法令の確認に対する申請予定者の負担軽減を図ります。

○ 一方、事前協議の段階で、申請予定者（事業者）が実施すべき近隣説明の対象者のうち、特に規則第4条に定める関係者については、地域の実情に応じて定める必要があるため、申請予定者からの相談に応じることとなります。また、区・自治会等に対する説明会を円滑に進めるため、必要に応じて区・自治会長等の連絡先等の助言、さらに、関係法令等の手続等を提示することで、申請予定者の負担等の軽減を図ります。

5 近隣関係者への説明（第20条）

(1) 近隣関係者への説明の考え方

- 近隣関係者への説明については個別に説明するか、又は区・自治会などにまとまった者を対象とする場合には説明会によることもできます。また、区・自治会長と相談のうえで、書面による説明にすることもできます。説明会の場合、欠席者に対しては、区・自治会長等と相談のうえで、個別説明又は書面による説明を行うこととします。

○説明会とする場合の留意点

開催場所	公民館等、近隣関係者が参集しやすい場所
日時	夜間や土日など、近隣関係者が参集しやすい日時
開催回数	近隣関係者の人数及び開催場所の規模を考慮して設定
周知の方法	回覧板、個別のポスティングなどを活用（近隣関係者への周知の方法は、対象者に漏れがないよう区の回覧などを活用し十分な対応を図ることが望ましい。）

○個別説明とする場合の留意点

対象者の在宅時間帯を事前に把握するなどして、対象者に漏れがないようにお願いします。

○書面による説明とする場合の留意点

わかりやすい説明資料を作成し、問い合わせ先を案内するようにします。

(2) 近隣関係者が説明に応じないときの対応例

説明においては、近隣関係者の理解が得られるように努めなければなりません。しかしながら、下記のように、近隣関係者が説明に応じない場合や応じられない理由を明らかにしないなどの場合に限り、その旨を近隣説明実施記録に明記し、事業計画の許可申請書に添付することも可能とします。

ケース	その対応例
訪問しても住民がいない	平日や休日など複数回訪問するとともに、区・自治会などに居住者の所在の情報提供を受けながら、説明の機会の確保に努めます。なお、その結果面会できない場合は、書面による説明に代えます。
訪問したが話を聞いてくれない	多忙な場合もあるため、平日や休日など複数回訪問し、説明の機会に努めます。なお、どうしても面談できない場合はその理由を明らかにするとともに、書面による説明に代えます。

(3) 近隣関係者の理解が得られない場合の対応例

説明会等において事業計画の内容を十分に説明し、反対意見が出ないように努力します。反対意見があった場合でも、その意見を十分に聴いたうえで、事業者の考え方や近隣関係者の不安等の対応について丁寧に説明を行い、可能な限り理解が得られるよう努めてください。

(4) 近隣関係者の中に反対者がいた場合の対応例

理解が得られるよう可能な限り努力しても、反対する者がある場合は、近隣説明実施記録において、近隣関係者からどのような意見があったのか、それに対してどのような対応を行ったのかを明記してください。

市が、近隣関係者の意見に対する対応が不十分と判断した場合は、事業者に対して誠意を持って対応するよう、指導、助言を行うこととします。

指導、助言に当たっては、県条例施設基準を満たしており、近隣関係者の意見に対して誠意をもって対応しているにもかかわらず、理解が得られない場合などもあるため、近隣関係者の意見や対応内容を確認し、適宜判断することとなります。

(5) 近隣説明実施記録の記入要領

原則として説明した相手ごとに作成する必要がありますが、区・自治会等ひとまとめにして記載が可能な場合はこの限りではありません。

様式の下欄の注意書に基づき記入してください。なお、当該欄に書ききれない場合は別紙とすることも可とします。

6 設置の許可（第 17 条）又は増設等の工事の許可等（第 25 条第 1 項）

(1) 事業計画の許可

事業計画の許可申請は、設置許可申請書（様式第 1 号）に近隣説明実施記録（様式第 3 号）及び規則別表第 1 の必要書類を添付して、正本 1 部、副本 1 部の提出をお願いします。申請内容を審査し許可基準に適合していると認められるときは、設置許可通知書（様式第 2 号）を、適合しないと認められたときは設置不許可通知書（様式第 2 号）をその理由を付して事業者へ通知するとともに副本を返却します。

なお、この処分について不服がある場合は、設置許可通知書又は設置不許可通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に市長に対し審査請求することができます。また、この処分の取消の訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に市長を被告として処分の取消しの訴えを提訴することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に市長を被告として処分の取消しの訴えを提訴することができます。

(2) 標準処理期間

設置許可申請書の審査に要する標準期間は、申請書が提出された日の翌日から起算して 60 日とします。

7 変更の許可等（第 21 条第 1 項）

(1) 事業計画の変更

事業計画を変更しようとするときは、変更後の設置許可申請書（様式第 4 号）に近隣説明実施記録（様式第 3 号）及び必要に応じて規則別表第 1 の必要書類を添付して、正本 1 部、副本 1 部の提出をお願いします。申請内容を審査し許可基準に適合していると認められるときは、設置許可通知書（様式第 2 号）を、適合しないと認められたときは設置不許可通知書（様式第 2 号）をその理由を付して事業者へ通知するとともに副本を返却します。

事業計画に変更が生じることが判明した場合は、早い段階で事前協議を行い、そのうえで、近隣関係者への説明後、変更後の設置許可申請を行うこととなります。

(2) 標準処理期間

変更後の設置許可申請書の審査に要する標準期間は、申請書が提出された日の翌日から起算して 45 日とします。

(3) 軽微な変更の届出（第 21 条第 2 項）

① 事業者等の氏名等の変更の届出

事業者等の氏名等の変更（事業者及び管理者の氏名及び住所の変更、太陽光発電設備及び事業区域の管理の方法の変更）をしたときは、遅滞なく、事業者等の氏名等の変更届出書（様式第 5 号）に規則別表第 2 の必要書類を添付して、市の窓口へ正本 1 部、副本 1 部の提出をお願いします。

市は、事業者等の氏名等の変更届出書及び添付書類を確認し、県条例施設基準等について支障がなければ、副本を事業者へ返却します。

② 事業計画の軽微な変更

規則第 5 条第 3 項第 2 号で定める軽微な変更があったときは、遅滞なく、事業計画軽微変更届出書（様式第 6 号）に変更後の内容がわかる図面等を添付して、市の窓口へ正本 1 部、副本 1 部の提出をお願いします。

市は、事業計画軽微変更届出書及び添付書類を確認し、県条例施設基準等について支障がなければ、副本を事業者へ返却します。

8 標識の設置（条例第 22 号）

許可事業者は、速やかに、太陽光発電設備設置工事の概要（様式第 7 号）を表示した標識を設置するものとします。

9 工事着手の届出（条例第 23 条）

許可事業者は工事を着手するときは、工事着手届出書（様式第 8 号）により、市の窓口へ正本 1 部、副本 1 部を提出します。市は、届出受理後、副本を許可事業者に返却します。

10 工事完了の届出等（条例第 24 条）

(1) 工事完了届出書の提出

工事が完了したときは、工事完了届出書（様式第 9 号）に規則別表 3 の必要書類を添付して、市の窓口へ正本 1 部、副本 1 部の提出をお願いします。

(2) 検査の実施

市は、工事完了届出書が提出されたときは、速やかに、現場検査を行い、当該許可の内容に適合していると認められるときは、工事完了届出書の副本を添付して工事検査済通知書（様式第 10 号）により通知します。

11 工事廃止の届出等（条例第 26 条）

(1) 工事の廃止届

許可事業者が太陽光発電設備の設置工事を廃止したときは、遅滞なく、工事廃止届出書（様式第 11 号）及び規則別表第 4 の必要書類を添付して、市の窓口へ正本 1 部、副本 1 部の提出をお願いします。市は、受理後届出の内容を確認し、廃止後の措置に関する計画について支障がなければ、副本を許可事業者に返却します。

(2) 設備廃止届出書の提出

事業者又は管理者は太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の 30 日前までに届出が必要となります。届出については、設備廃止届出書（様式第 12 号）に規則別表第 4 の必要書類を添付して市の窓口へ正本 1 部、副本 1 部の提出をお願いします。

市は、届出の内容を確認し、県条例施設基準等について支障がなければ、副本を事業者又は管理者へ返却します。

12 添付書類について

許可申請・届出に必要な添付書類について、作成に当たり留意する事項について以下に記載します。必要に応じて複数の図書を一つにまとめることや一つの図書を別図に分割することを可能とします。

(1) 設置許可申請書の添付図書（規則別表第1参照）

図書の種類 (縮尺)	明示すべき事項等	備 考
1 設計説明書	(1) 事業者等の概要 (2) 事業区域等の概要 (3) 工事の概要 (4) 事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する設計の概要 (5) 防災上の措置に関する設計の概要 (6) 安全性の確保に関する設計の概要 (7) その他市長が必要と認める事項に関する設計の概要	様式例1参照
2 位置図 (1/10,000以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流末又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等	(6)については、森林法、砂防法、宅地造成等規制法、景観条例、に基づく規制区域等及び施設基準2(11)に掲げる区域を明示
3 区域図 (1/2,500以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 市の境界 (5) 市の区域内の字の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称	(6)については、別紙にて明示することも可能
4 求積図 (1/500以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 (3) 事業区域内に現存する森林等の面積及び保全する森林等の面積の求積に必要な寸法及び算式 (4) 工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (5) 湖沼、ため池等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式	
5 現況図 (1/2,500以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形及び土地利用の状況 (4) 事業区域内に現存する森林等の位置及びその主要な樹種 (5) 現況植生の状況 (6) 現況写真との照合符号及び撮影方向	
6 現況写真	事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真	
7 配置図 (1/1,000以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状 (8) 植栽等による景観上有効な遮蔽計画	

8 平面図 (1/500以上)	(1) 工作物の形状、寸法、材料の種別、仕上げ方法及び色彩 (2) 植栽等による遮蔽計画	
9 立面図 (1/500以上)	(1) 工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩 (2) 植栽等による遮蔽計画	
10 断面図 (1/500以上)	(1) 工作物の形状及び高さ (2) 工作物を設置する地盤の形状及び勾配 (3) 太陽電池モジュールの傾斜角度	
11 完成予想カラー図	※工作物の形状及び色彩	立面図に着色することで省略可能
12 反射光影響予測図	太陽電池モジュールの反射光による周囲への影響予測範囲	反射光の影響を与える住家等がない場合は省略可能
13 造成計画平面図 (1/1,000以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土（以下「切土等」といいます。）を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置	
14 造成計画縦横断面図 (1/1,000以上)	(1) 事業区域の境界 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖又は擁壁の位置 (4) 法面の保護の方法	
15 排水施設計画平面図 (1/500以上)	(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	
16 崖の断面図 (1/50以上)	(1) 崖の高さ、勾配及び土質 (2) 切土等を行う前後の地盤面 (3) 崖面の保護の方法	
17 擁壁の断面図 (1/50以上)	(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	
18 工作物の構造図 (1/50以上)	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	
19 管理方法説明書	(1) 管理者等の概要 (2) 管理の方法等の概要 (3) 廃止後において行う措置に関する計画の概要 (4) 計画的な撤去及び処分費用を確保するための想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにした計画の概要 (5) その他市長が必要と認める事項に関する概要	様式例2参照
20 廃止後の措置を示した平面図 (1/1,000以上)	廃止後において行う措置に関する計画	

21 国道及び県道から容易に望見できないことを示した資料	容易に望見できないことを示した太陽光発電設備の配置予想写真等の資料	山林以外の設置他、明らかに望見できない場合は省略可能
22 その他市長が必要と認める図書	必要に応じて以下の書類を添付すること (1) チェックリスト (参考様式 1) (2) 委任状 (代理者が申請等の手続を行う場合) (3) 環境影響評価書又は自然環境調査結果報告書の写し (4) 他法令に関する許可書等の写し (施設基準に関するもの) (例) 森林法に基づく林地開発許可書 宅地造成等規制法に基づく許可書 砂防法に基づく砂防指定地内制限行為許可書 総合治水条例に基づく開発行為届 電気事業法に基づく工事計画届出書 FIT 法に基づく再生エネルギー発電事業計画認定通知書 (5) 擁壁の構造計算書 (6) 排水流域図、流量計算書、排水施設構造図等 (7) 防災計画書 (8) 地盤調査書 (9) 工作物の構造計算書 (10) その他市が必要と認める図書	(3)については、申請中の場合は許可等がおりた段階で添付

(2) 変更後の設置許可申請書の添付図書

(1)の設置許可申請書の添付書類に準じますが、変更内容に関係のない図書については省略することができます。

(3) 事業者等の氏名等の変更届出書の添付図書 (規則別表第 2 参照)

図書の種類	明示すべき事項等	備考
1 変更内容の分かる図書	(1) 事業者等の氏名等の変更の内容 (2) 管理の方法等の変更の内容	
2 その他市長が必要と認める図書	必要に応じて以下の書類を添付すること (1) チェックリスト (参考様式 2) (2) 委任状 (代理者が届出等の手続を行う場合) (3) 他法令に関する変更許可書等の写し (事業者等の氏名等の変更に際し申請等が必要な場合で、県条例施設基準に関するもの。)	

(4) 事業計画軽微変更届出書の添付図書

図書の種類	明示すべき事項等	備考
1 変更内容の分かる図書	規則に定める軽微な変更の内容	
2 その他市長が必要と認める図書	必要に応じて以下の書類を添付すること (1) チェックリスト (参考様式 3) (2) 委任状 (代理者が届出等の手続を行う場合) (3) 他法令に関する変更許可書等の写し (事業計画軽微変更に際し申請等が必要な場合で、県条例施設基準に関するもの。)	

(5) 工事完了届出書の添付図書（規則別表第3参照）

図書の種類	明示すべき事項等	備考
1 工事写真	設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真	
2 完成図面	竣工の内容が確認できる図面	
2 その他市長が必要と認める図書	必要に応じて以下の書類を添付すること (1) チェックリスト（参考様式4） (2) 委任状（代理者が届出等の手続を行う場合） (3) 他法令に関する完了検査済証等の写し（完了検査済証等がある場合で、県条例施設基準に関するもの）	

(6) 工事廃止等の届出書の添付図書（規則別表第4参照）

図書の種類 (縮尺)	明示すべき事項等	備考
1 廃止前の現況写真	廃止前の太陽光発電設備等の現況が分かるカラー写真	
2 廃止後の措置を示した平面図 (1/1,000以上)	廃止後において行う措置に関する計画	
3 その他市長が必要と認める図書	必要に応じて以下の書類を添付すること (1) チェックリスト（参考様式5） (2) 委任状（代理者が届出等の手続を行う場合） (3) 再生可能エネルギー発電設備廃止届出書の写し	

様式集

設置許可申請書

年 月 日

三田市長 あて

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

三田市里山と共生するまちづくり条例第17条第1項、第25条第1項において準用する第17条第1項の規定により、次のとおり太陽光発電設備の設置の許可を申請します。

事業計画の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修理・改造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業者の氏名及び住所	
管理者の氏名及び住所	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
事業区域の所在地	
事業区域の面積（㎡）	
工事の設計	
太陽光発電設備及び事業区域の管理の方法（廃止後において行う措置を含みます。）	
その他必要な事項	
※ 受付番号・受付年月日	号 ・ 年 月 日
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

設 計 説 明 書

1 事業者及び関係者の概要

項 目		内 容	備 考	
事業者	(ふりがな)			
	氏名（法人の場合は事業者名）			
	代表者※	役職		
		(ふりがな)		
		氏名		
	住所		(〒 -)	
	電話番号			
FAX 番号				
代理人	(ふりがな)			
	氏名（法人の場合は事業者名）			
	担当者※	役職		
		(ふりがな)		
		氏名		
	住所		(〒 -)	
	電話番号			
FAX 番号				
メールアドレス				
土地所有者	(ふりがな)			
	氏名（法人の場合は事業者名）			
	担当者※	役職		
		(ふりがな)		
		氏名		
	住所		(〒 -)	
	電話番号			
FAX 番号				

※印の欄は法人の場合に記載すること。

2 事業区域等の概要

項目	内容		備考	
事業名称				
事業区域 (該当区域等にチェック)	地名地番			
	関係法令等の規制区域	法令及び規制区域		許可等の有無
		森林法	<input type="checkbox"/> 保安林 <input type="checkbox"/> 地域森林計画対象民有林	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		宅地造成等規制法	<input type="checkbox"/> 宅地造成工事規制区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		砂防法	<input type="checkbox"/> 砂防指定地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		建築基準法	<input type="checkbox"/> 災害危険区域	—
		三田市景観条例	<input type="checkbox"/> 三田市市街地周辺景観計画区域 <input type="checkbox"/> 三田市山並み・田園景観計画区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		農業振興地域の整備に関する法律	<input type="checkbox"/> 農業振興地域農用地	—
		地すべり等防止法	<input type="checkbox"/> 地すべり防止区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域	—
		自然公園法等	<input type="checkbox"/> 県立自然公園	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		総合治水条例		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		環境影響評価法、環境影響評価に関する条例		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		小規模太陽光発電所に関する自然環境評価指針		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
その他 ()		—		
面積	m ² [うち増設等部分 m ²]			

3 工事の概要

設備概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 事業区域の面積変更		
	設置形態	<input type="checkbox"/> 平地 <input type="checkbox"/> 斜面地 <input type="checkbox"/> 水面 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	敷地所有	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	従前の土地利用	<input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	発電出力	Kw (パワーコンディショナーの最大発電出力 Kw)		
	太陽電池モジュールの水平投影面積	m ² [うち増設等部分 m ²]		
	附属設備	名称		面積
名称			面積	m ²

4 事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 斜面地における景観	勾配がおおむね30度以下の箇所に設置されているか。		(最大勾配 度)
(2) 山林の景観	国道・県道から太陽光発電設備が容易に望見できないか。		
(3) 水面の景観	水面に設置する太陽電池モジュールの水平投影面積が、水面の面積のおおむね50%以下であるか。		(水面に対する割合 %)
(4) 法面の緑化	切土等により生ずる法面又は擁壁に緑化その他の方法による修景が適切に行われているか。		
(5) 遮蔽措置	事業区域の境界部分には、景観上有効な遮蔽措置が行われているか。		
(6) 反射光	太陽電池モジュールは低反射性のものか		
	位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置されるものか。		
(7) 色彩	太陽光発電設備に係る工作物の色彩は、低彩度のものであるか。		
(8) 材料	架台等は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものか。		
(9) 緑地の保全	樹木の伐採は、必要最小限か。		
	事業区域内に現存する森林等について、おおむね25%*以上の森林等が保全されているか。 ※山林を含む事業区域の面積が50ha以上の場合、おおむね60%（自然公園を含む場合はおおむね80%）		(森林等の保全割合 %)

5 防災上の措置に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 地盤の安定性の確保	(2)から(6)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性が確保されたものであるか。		
(2) 地盤の勾配	工作物が設置される地盤の勾配は30度以下であるか。		(地盤の勾配 度)
(3) 擁壁の設置	切土等により崖が生ずる場合は、当該崖の表面が擁壁で覆われているか。		
(4) 擁壁の構造	安定計算等により、その安定性が確かめられたものであるか。		
	当該擁壁の裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層が設けられているか。		
(5) 法面の構造	切土等により法面が生ずる場合、当該法面の構造が、小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に行われているか。		
(6) 法面保護	事業区域内の法面が雨水、風化等により浸食されないよう植生工等による法面保護が行われているか。		
(7) 排水施設の設置	(8)から(10)までに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設が設置されていること。		
(8) 排水施設の能力	事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものか。		
(9) 排水施設の構造	堅固で耐久性を有するものか。		
	維持管理の容易な構造であること。 土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されているか。		
(10) 調整池の設置	周辺地域の浸水被害の可能性が明らかに高まる場合は、調整池が設置されているか。		

(11)設置不適地	災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域が含まれていないか。		
(12)工事中の災害防止	設置工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものか。		

6 安全性の確保に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1)構造耐力上の安全性	工作物は、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に基づくものか。		
	(2)から(4)までに掲げる基準を満たす安全性を確保するものであるか。		
(2)基礎	架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであるか。		
(3)太陽電池モジュール	荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであるか。		
(4)耐久性	工作物の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料が使用されたものであるか。		

7 その他市長が必要と認める事項に関する設計の概要

設計の項目	施設基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1)騒音・振動	パワーコンディショナー等の附帯設備について、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置が行われているか。		
(2)動植物	野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないか。		

管理方法説明書

1 管理者等の概要

項目		内容	備考	
管理者	(ふりがな)			
	氏名（法人の場合は事業者名）			
	代表者※	役職		
		(ふりがな)		
		氏名		
	住所	(〒 -)		
	電話番号			
FAX 番号				
緊急連絡先	(ふりがな)			
	氏名（法人の場合は事業者名）			
	担当者※	役職		
		(ふりがな)		
		氏名		
	住所	(〒 -)		
	電話番号			
FAX 番号				
土地管理者	(ふりがな)			
	氏名（法人の場合は事業者名）			
	代表者※	役職		
		(ふりがな)		
		氏名		
	住所	(〒 -)		
	電話番号			
FAX 番号				

※印の欄は法人の場合に記載すること

2 管理の方法等の概要

発電予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
管理の方法	太陽光発電設備の維持管理において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に✓印を付けること。	
	県条例の施設基準に従った維持管理を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	定期的に事業区域内を巡回・安全確認を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	定期的に事業区域外へ悪影響がないか巡回・安全確認を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	事故・災害があった場合、適切に現状復旧すること。	<input type="checkbox"/>
	申請内容に変更があった場合は、市に変更届出等を行うこと。	<input type="checkbox"/>
	土地所有者と設置者又は管理者において、廃止後の措置及び責任の所在等について書面により明確にすること。	<input type="checkbox"/>

3 廃止後において行う措置に関する計画の概要

廃止予定日	年 月 日	
設備撤去予定	撤去開始予定日：	年 月 日
	撤去完了予定日：	年 月 日
撤去後の計画	廃棄物の処理について	
	景観上及び防災上の措置について	
施設基準への適合状況	施設基準の概要	
	廃止後は、工作物を速やかに撤去すること。	適/不適
	工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。	
	事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。	

4 計画的な撤去及び処分費用を確保するための想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにした計画の概要（別紙）

5 その他市長が必要と認める事項に関する概要

管理の項目	施設基準の概要	管理の概要（施設基準への適合状況）	
		適/不適	管理の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
保守点検・維持管理	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。		

設置許可・不許可通知書

様

三田市長 氏 名 印

三田市里山と共生するまちづくり条例施行規則第3条第3項、第5条第2項において準用する第3条第3項の規定により、申請を受けた次の行為について、（許可・不許可）とすることに決定したので通知します。

事業計画の種類	<input type="checkbox"/> 当初 <input type="checkbox"/> 変更後(第 回)	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修理・改造 <input type="checkbox"/> その他 ()
事業者の氏名及び住所		
管理者の氏名及び住所		
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
事業区域の所在地		
事業区域の面積 (m ²)		
許可条件 およびその他特記事項		
不許可の理由		
許可番号・許可年月日	号 ・ 年 月 日	

なお、この処分について不服がある場合は、設置許可通知書又は設置不許可通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対し審査請求することができます。また、この処分の取消の訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市長を被告として処分の取消しの訴えを提訴することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する採決の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市長を被告として処分の取消しの訴えを提訴することができます。

近隣説明実施記録

年 月 日

三田市長 あて

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

三田市里山と共生するまちづくり条例第20条第1項、第21条第4項・第25条第1項において準用する第20条第1項の規定により、次のとおり太陽光発電設備の設置について近隣関係者に説明を行いました。

事業者の氏名及び住所	
事業区域の所在地	
説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係	
説明の方法	
説明の状況	
※ 備考	

- 注意
- 1 「説明した近隣関係者の氏名等及び事業区域との関係」の欄には、説明した近隣関係者の氏名又は区・自治会の名称及びその者が規則第4条第1項各号のいずれに該当するかを記入してください。
 - 2 「説明の方法」の欄には、説明の方式並びに当該説明をした日時及び場所を記入してください。
 - 3 「説明の状況」の欄には、説明の内容、近隣関係者からの意見及び要望並びにそれらに対する回答、近隣関係者の理解状況等を記入してください。
 - 4 ※印のある欄は、記入しないでください。

変更後の設置許可申請書

年 月 日

三田市長 あて

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

三田市里山と共生するまちづくり条例第21条第1項、第25条第1項において準用する第21条第1項の規定により、次のとおり太陽光発電設備の設置について変更後の設置の許可を申請します。

事業計画の種類	変更後(第 回)	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修理・改造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業者の氏名及び住所		
管理者の氏名及び住所		
工事着手予定年月日	年 月 日	
工事完了予定年月日	年 月 日	
事業区域の所在地		
事業区域の面積（㎡）		
工事の設計		
太陽光発電設備及び事業区域の管理の方法（廃止後において行う措置を含みます。）		
その他必要な事項		
※許可番号・許可年月日	号・年 月 日	
※備考		

- 注意 1 変更部分について変更前のものと変更後のものが対比できるように2段書きとし、変更前のものは朱書で上段に、変更後のものは黒書で下段にそれぞれ記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。

事業者等の氏名等の変更届出書

年 月 日

三田市長 あて

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） 番

三田市里山と共生するまちづくり条例第21条第2項、第25条第2項の規定により、次のとおり太陽光発電設備に係る事業者等の氏名等の変更を届け出ます。

事業者（管理者）の住所及び氏名		
事業区域の所在地		
変更の内容	変更前	変更後
変更理由		
近隣関係者に対する説明の概要		
許可番号・年月日日	号・	年 月 日
※ 備考		

- 注意 1 「近隣関係者に対する説明の概要」の欄には、説明の方法及び状況を記入してください。
 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第7号（条例第22条関係）

太陽光発電設備設置工事の計画の概要の表示	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	平方メートル
発電出力	KW
事業者	住所
	氏名
	電話番号
事業施行者	住所
	氏名
	電話番号
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日
許可番号・許可年月日	第 号 ・ 年 月 日

※ たてよこ90cm×90cm以上とする。

工事着手届出書

年 月 日

三田市長 あて

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

三田市里山と共生するまちづくり条例第23条、第25条第1項において準用する第23条の規定により、次のとおり太陽光発電設備の設置工事の着手について届け出ます。

事業計画の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修理・改造 <input type="checkbox"/> その他（ ）
事業者の住所及び氏名	
事業区域の所在地	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
許可番号・年月日	号・ 年 月 日
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

工事完了届出書

年 月 日

三田市長 あて

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

.....

電話（.....）..... 番

三田市里山と共生するまちづくり条例第24条第1項、条例第25条第1項において準用する第24条第1項の規定により、次のとおり太陽光発電設備の設置工事が完了したので届け出ます。

事業計画の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修理・改造 <input type="checkbox"/> その他（.....）
事業者の住所及び氏名	
事業区域の所在地	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
許可番号・年月日	号・ 年 月 日
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

工事廃止届出書

年 月 日

三田市長 あて

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

三田市里山と共生するまちづくり条例第26条1項の規定により、次のとおり太陽光発電設備の設置工事を廃止したので届け出ます。

事業者の住所及び氏名	
事業区域の所在地	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後において行う措置	
許可番号・年月日	号・年 月 日
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

設備廃止届出書

年 月 日

三田市長 あて

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） - 番

三田市里山と共生するまちづくり条例第26条3項の規定により、次のとおり太陽光発電設備を廃止するので届け出ます。

事業者（管理者）の住所及び氏名	
事業区域の所在地	
廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止後において行う措置	
許可番号・年月日	号・年 月 日
※ 備考	

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。

(参考様式1)

設置許可申請書（変更後の設置許可申請書） チェックリスト

	添付図書 (規則別表第1及び様式参照)	提出者 確認欄	備考 (添付しない場合はその理由)	※市 確認用
1	設置許可申請書（様式第1号）又は 変更後の設置許可申請書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2	近隣説明実施記録（様式第3号）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3	設計説明書（様式第1号-2）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4	位置図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
5	区域図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
6	求積図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
7	現況図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
8	現況写真	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
9	配置図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
10	平面図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
11	立面図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
12	断面図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
13	完成予想カラー図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
14	反射光影響予測図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
15	造成計画平面図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
16	造成計画縦横断面図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
17	排水施設計画平面図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
18	崖の断面図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
19	擁壁の断面図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
20	工作物の構造図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
21	管理方法説明書（様式第1号-3）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
22	廃止後の措置を示した平面図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
23	国道及び県道から容易に望見できないこと を示した資料	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
24	その他市長が必要と認める図書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	委任状	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	他法令に関する許可書等の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	擁壁の構造計算書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	排水流域図、流量計算書、排水施設構 造図等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	防災計画書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	地盤調査書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	工作物の構造計算書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	事業地の所有権が確認できる書類 借地の場合は借地契約書等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

注意1 添付書類のサイズは原則A3又はA4としてください。

2 ※印のある欄は記入しないでください。

(参考様式 2)

事業者等の氏名等の変更届出書 チェックリスト

	添付図書 (規則別表第 2 及び様式参照)	提出者 確認欄	備考 (添付しない場合はその理由)	※市 確認用
1	事業者等の氏名等の変更届出書 (様式第 5 号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2	変更内容の分かる図書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3	その他市長が必要と認める図書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	委任状	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	他法令に関する変更許可書等の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	その他 ()	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(参考様式 3)

事業計画軽微変更届出書 チェックリスト

	添付図書 (様式参照)	提出者 確認欄	備考 (添付しない場合はその理由)	※市 確認用
1	事業計画軽微変更届出書 (様式第 6 号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2	変更内容の分かる図書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3	その他市長が必要と認める図書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	委任状	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	他法令に関する変更許可書等の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	その他 ()	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(参考様式 4)

工事完了届出書 チェックリスト

	添付図書 (規則別表第 3 及び様式参照)	提出者 確認欄	備考 (添付しない場合はその理由)	※市 確認用
1	工事完了届出書 (様式第 9 号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2	工事写真	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3	完成図面	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4	その他市長が必要と認める図書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	委任状	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	他法令に関する完了検査済証等の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	その他 ()	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(参考様式 5)

工事の廃止等届出書 チェックリスト

	添付図書 (規則別表第 4 及び様式参照)	提出者 確認欄	備考 (添付しない場合はその理由)	※市 確認用
1	工事廃止届出書 (様式第 11 号) 又は 設備廃止届出書 (様式第 12 号)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
2	廃止前の現況写真	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
3	廃止後の措置を示した平面図	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
4	その他市長が必要と認める図書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	委任状	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	再生可能エネルギー発電設備廃止届出書の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	その他 ()	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>